

【国民年金法(令和7年6月1日施行分から一部抜粋)(令和7年6月3日現在)】

～ 原則5年の有期給付に関連して、5年経過後も給付を継続する必要性を判断する基準となる所得等の要件が規定された「改正厚生年金保険法第65条第1項から第4項」の中で引用された各条文(国民年金法)の内容は下記の通りとなります。

<注>

( )は弊職の説明文です。

【国民年金法】

**第九十条** 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する**保険料全額免除期間**(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、**政令で定める額以下**であるとき。 $350,000 \text{ 円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 320,000 \text{ 円}$

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める障害者、寡婦その他の同法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が**政令で定める額以下**であるとき。1,350,000 円

四 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第九十条の二

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料

に係る期間を第五条第六項に規定する**保険料四分の一免除期間**（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、**政令で定める額以下**であるとき。1,680,000 円 + (380,000 円 × 扶養親族等の数)
- 二 前条第一項第二号及び第三号に該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

#### ● 改正厚生年金保険法第 65 条第 1 項に規定された内容

・「**第 1 所得基準額**」 670,000 円(单身者の場合)→国民年金保険料が全額免除される場合の所得基準額

・「前年の所得」 1,500,000 円だとして

・この場合の支給停止額

1,500,000 円 - 670,000 円 = 830,000 円 「60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」の額のうち、830,000 円が支給停止される。

※ 国民年金保険料が全額免除される場合の所得基準額を大幅に超える所得があれば、それだけ支給停止額も大きくなります。

#### ● 改正厚生年金保険法第 65 条第 2 項第 1 号に規定された内容

・「**第 2 所得基準額**」 1,680,000 円(同)→国民年金保険料が 1/4 免除される場合の所得基準額

・「前年の所得」 1,500,000 円だとして

・この場合の支給停止額

「第 1 所得基準額(670,000 円) < 「前年の所得(1,500,000 円)」 ≤ 「第 2 所得基準額(1,680,000 円)」 の場合 (1,500,000 円 - 670,000 円) × 1/3 ≒ 276,700 円 「60 歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」の額のうち、276,700 円が支給停止される。

※ 前年の所得が、国民年金保険料が全額免除される場合の所得基準額よりは多いものの、1/4 免除される場合の所得基準額よりも少ない場合で、その範囲内で所得が少なくなればなるほど支給停止額も少なくなる形です。もちろん、逆の場合は多くなります。

#### ● 改正厚生年金保険法第 65 条第 2 項第 2 号に規定された内容

・「**第 2 所得基準額**」 1,680,000 円(同)

・「前年の所得」 2,100,000 円だとして

・この場合の支給停止額

「前年の所得(2,100,000円)」>「第2所得基準額(1,680,000円)」の場合

$(1,680,000 \text{円} - 670,000 \text{円}) \times 1/3 + (2,100,000 - 1,680,000) \times 1/2 = 336,700 \text{円} + 210,000 \text{円}$   
=546,700円 「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」の額のうち、546,700円が支給停止される。

● 改正厚生年金保険法第65条第3項に規定された内容

改正法第65条第1項に規定された支給停止額830,000円>「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」の額となる場合 「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」は全額支給停止される。

※ 前年の所得が下記のような経緯で年々増加していくと仮定した場合

1,500,000円-670,000円=830,000円

1,800,000円-670,000円=1,130,000円

2,100,000円-670,000円=1,430,000円

「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」の額の多寡にもよりますが、いずれかの年で、<その前年の所得-国民年金保険料が全額免除される場合の所得基準額670,000円>が「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」を上回ることは十分考えられます。その場合は、「60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」が全額支給停止となるわけです。

### 第三節 障害基礎年金

#### (支給要件)

**第三十条(第1項)** 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

#### 【厚生年金保険法】

#### (併給の調整)

**第三十八条(第1項)** 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（遺族厚生年金を除く。）又は同法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。）又は同法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。

#### (支給停止)

**第六十四条** 遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間、その支給を停止する。